

令和4年度

監査結果報告書

(第1回)

島田市監査委員

目 次

令和4年度 定期監査結果報告（第1回）

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査の実施内容	
1	監査の期間	2
2	監査の範囲	2
3	監査の方法	2
第5	監査の結果	3
	危機管理部	4
	地域生活部	4
	産業経済部	5
	看護専門学校	6
	支所	7
	教育部	7
	農業委員会事務局	9
	総合医療センター	10

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告

第1	監査の種類	11
第2	監査の対象	11
第3	監査の着眼点	11
第4	監査の実施内容	
1	監査の期間	12
2	監査の範囲	12
3	監査の方法	12
第5	監査の結果	12
	特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（補助金交付団体）	13
	スポーツ振興課（所管部署）	13



島 監 第 81 号
令和 5 年 2 月 7 日

島 田 市 長 染 谷 絹 代 様
島 田 市 議 会 議 長 大 石 節 雄 様
島 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 山 中 史 章 様
島 田 市 農 業 委 員 会 会 長 山 下 忍 様

島 田 市 監 査 委 員 伊 藤 和 義
島 田 市 監 査 委 員 村 田 千 鶴 子

令和 4 年 度 定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 (第 1 回) に つ い て (提 出)

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

令和4年度 定期監査結果報告（第1回）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査

第2 監査の対象

定期監査の対象部署は、次のとおりである。

危機管理部	危機管理課
地域生活部	市民協働課、市民課、生活安心課、環境課
産業経済部	農業振興課、農林整備課、商工課、内陸フロンティア推進課
看護専門学校	教務課
支所	金谷南地域総合課、金谷北地域総合課、川根地域総合課
教育部	教育総務課、学校教育課、学校給食課、社会教育課、 スポーツ振興課、図書館課
	小学校 島田第一小学校、島田第二小学校、島田第三小学校、 島田第四小学校、島田第五小学校、六合小学校、 六合東小学校、大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、 神座小学校、伊久美小学校、初倉小学校、初倉南小学校、 金谷小学校、五和小学校、川根小学校
	中学校 島田第一中学校、島田第二中学校、六合中学校、 初倉中学校、金谷中学校、川根中学校
農業委員会事務局	
総合医療センター	経営企画課、病院総務課、医事課、病院建設課

第3 監査の着眼点

監査は、監査対象の所管に係る事務事業や財務に関する事務の執行が、適正かつ効果的に行われているかに主眼を置き、監査基準に準拠して実施する。主な着眼点は次のとおりである。

(1) 書類監査

- 予算の執行状況、収入支出の会計処理
- 入札契約事務、補助金交付事務
- 財産管理、現金管理、郵券管理
- 文書管理、職員服務

(2) 実地監査

- 重要案件・主要業務・新規事業の成果、懸案事項、解決方策
- 歳入予算の執行内容、収納対策、債権管理
- 歳出予算の執行内容・執行見込、予算流用
- 公営企業会計の経営収支・経営環境・収支見込
- 委託料・工事請負費・補助金等の執行内容
- 現金預金の管理体制

- (3) 個別調査
 - 委託料に係る一者随意契約の根拠条項・具体的な理由
 - 予定価格の設定方法、契約額の検証の有無・検証方法
 - 同一業者との契約継続年数、仕様の見直し状況
- (4) 備品検査
 - 備品の現物照合
 - 備品の整理状況、備品シールの貼付状況
 - 備品保管・備品移管・備品返納の手続
- (5) 現金検査
 - 現金の現物照合
 - 現金の点検体制・保管状況
 - 現金の納付方法

第4 監査の実施内容

- 1 監査の期間
令和4年8月23日から同年12月27日まで
- 2 監査の範囲
令和4年度における事務事業の執行状況（必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。）
- 3 監査の方法

(1) 書類監査

監査対象部署から提出された定期監査資料、予算の執行状況に関する資料、事務事業の執行に関する書類等を調査するとともに、令和4年度における事務事業の内容、財務に関する事務の執行等について確認を行った。

(2) 実地監査

監査対象のうち、次の部署については、監査委員が所管事業に関して所属長等から事情聴取を行った。

実地監査日	対象部署
令和4年9月13日	大津小学校、川根小学校、島田第一中学校、川根中学校
令和4年9月26日	伊太小学校、相賀小学校、神座小学校
令和4年10月11日	金谷南地域総合課、金谷北地域総合課、学校教育課、学校給食課、スポーツ振興課
令和4年10月21日	農業振興課、商工課、教育総務課、社会教育課、農業委員会事務局
令和4年11月9日	危機管理課、生活安心課、環境課
令和4年11月28日	教務課、経営企画課、病院総務課、医事課、病院建設課

(3) 個別調査

監査対象部署における委託契約のうち一者随意契約を採用する案件に関して、適正な契約事務が行われているかを確認するため、定期監査時に個別調査を実施し、一者随意契約の根拠条項や契約額の検証の有無などについて、内容確認を行った。

(4) 備品検査

監査対象部署における財産の管理状況を確認するため、令和4年8月23日から同年11月28日までの期間において、備品検査を実施した。検査方法は、抽出により対象部署及び対象備品を選定した上で、当該備品の配置場所に出向き現物を確認する方法又は対象部署に当該備品を撮影した写真を提出させ保管状況を確認する方法により、備品台帳と対象備品との照合を行った。

(5) 現金検査

監査対象部署における現金の管理状況を確認するため、令和4年9月1日から同年11月28日までの期間において、現金検査を実施した。検査方法は、抽出により対象部署を選定した上で、会計管理者から交付された釣銭資金の实地確認を行った。

なお、看護専門学校、小学校、中学校及び総合医療センターについては、現金の管理体制について書面による検査を行った。

第5 監査の結果

監査した結果、事務事業や財務に関する事務の執行等については、後述の指示事項等を除き、適正に執行されているものと認められた。

なお、指示事項等については、対象部署に対して改善するよう指導した。

※用語説明

勸告：指摘事項及び指示事項のうち、特に措置を講じる必要があると認めるもの

指摘事項：法令、条例、規則等に違反しているもののうち、重大なものなどで、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するもの

指示事項：事務処理等において問題や課題があり、改善を要するもの

意見：検討や改善を求めるもの及び要望するもの

危機管理部

危機管理課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・ 国庫補助金及び県補助金の調定伝票の未起票
- (2) 支出処理について
 - ・ 分担金の請求日と予算執行何及び支出負担行為何の起票日との不整合
 - ・ 借地料に係る当年度分の支出負担行為何の未起票
 - ・ 火災保険料の支出に係る科目（中事業）の誤謬
 - ・ 借地料の支出に係る科目（中事業）の誤謬
- (3) 入札・契約事務について
 - ・ 見積書の見積日の記載誤り
 - ・ 支出負担行為何の決裁区分の誤り
 - ・ 契約締結日と支出負担行為何の決裁日との不整合
 - ・ 支出負担行為何の添付書類の不備
- (4) 補助金交付事務について
 - ・ 交付申請書の申請額の記載漏れ
 - ・ 事業計画書の事業完了予定年月日の記載誤り
 - ・ 収支決算書における収入の部の合計欄の記載漏れ
 - ・ 領収書の記載内容の不備
- (5) 財産管理について
 - ・ 保管備品報告書の備品単価の記載誤り
 - ・ 廃棄済備品に係る備品返納書の未提出

地域生活部

市民協働課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 予算執行何の決裁日の記載漏れ
 - ・ 長期継続契約に係る見積依頼時の解除規定等の記載漏れ
 - ・ 見積結果表の執行者及び立会人の押印漏れ
- (2) 郵券管理について
 - ・ 郵券受払簿の受払記録の記載誤り
- (3) その他
 - ・ 団体会計における支出伝票の決裁漏れ
 - ・ 団体会計における支出に係る領収書の未受領
 - ・ 団体会計における郵券受払簿の郵券枚数の記載誤り

市 民 課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・ 国庫補助金の調定伝票の起票遅延
- (2) 入札・契約事務について
 - ・ 長期継続契約に係る見積依頼時及び契約書の解除規定等の記載漏れ

生活安心課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・ 県補助金の調定伝票の未起票
 - ・ 調定伝票の起票時期の誤り
- (2) 入札・契約事務について
 - ・ 予算執行伺の決裁日の記載漏れ
- (3) 郵券管理について
 - ・ 郵券受払簿の受払記録の記載漏れ
- (4) その他
 - ・ 団体会計における収入処理の不備

環 境 課

1 指示事項

- (1) 補助金交付事務について
 - ・ 交付申請書の処置実施予定日等の記載漏れ
- (2) 財産管理について
 - ・ 保管備品報告書の備品単価の記載誤り
 - ・ 保管備品における表示の不備
 - ・ 廃棄済備品に係る備品返納書の未提出
- (3) 現金管理について
 - ・ 釣銭資金整理簿の未作成
- (4) 文書管理について
 - ・ 登録申請書の未決裁

産業経済部

農業振興課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・ 県補助金の調定伝票の未起票
- (2) 入札・契約事務について
 - ・ 見積結果表の執行者及び立会人の押印漏れ
 - ・ 締結した契約書の未供覧
 - ・ 契約約款に規定された実施計画書の未受領

- (3) 補助金交付事務について
 - ・ 支出負担行為何の起票日と交付決定通知書の日付との不整合
- (4) その他
 - ・ 団体会計における支出負担行為何書兼支出命令書の記載誤り
 - ・ 団体会計における支出処理の不備
 - ・ 団体会計における郵券受払簿の郵券枚数の記載誤り

農林整備課

- 1 指示事項
 - (1) 支出処理について
 - ・ 支出負担行為何の添付書類の不備
 - (2) 入札・契約事務について
 - ・ 支出負担行為何の添付書類の不備
 - ・ 締結した契約書の未供覧

商工課

- 1 指示事項
 - (1) 支出処理について
 - ・ データ・システム賃借料に係る伝票処理の不備
 - (2) 入札・契約事務について
 - ・ 見積依頼における手続の不備
 - ・ 予算執行何の添付書類の不備
 - ・ 予算執行何の専決者と予定価格表の作成者及び見積執行者との不整合
 - ・ 支出負担行為何の添付書類の不備
 - (3) 財産管理について
 - ・ 廃棄済備品に係る備品返納書の未提出

内陸フロンティア推進課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・ 諸届出の供覧に係る所属長の押印漏れ

看護専門学校

教務課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・ 契約書の収入印紙の貼付漏れ
 - (2) 文書管理について
 - ・ 屋内運動場の使用に係る申請書の未決裁
 - ・ 起案文書の決裁日と添付されている証明書の日付との不整合
 - ・ 受領した通知の未供覧

支 所

金谷南地域総合課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・設計書の単価の記載誤り
 - (2) 文書管理について
 - ・使用料減免に係る手続の不備

金谷北地域総合課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・見積結果表の立会人の押印漏れ

教 育 部

教育総務課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・支出負担行為何の決裁区分の誤り
 - ・見積書の見積日の記載誤り
 - ・作業完了報告書及び検査報告書における完了年月日の不一致
 - (2) 文書管理について
 - ・予算執行何の合議漏れ

学校教育課

- 1 指示事項
 - (1) 収入処理について
 - ・国庫補助金の調定伝票の未起票
 - (2) 入札・契約事務について
 - ・入札辞退届の提出日の記載誤り
 - ・見積書の取扱いの不備
 - ・見積書の保険契約期間の記載誤り
 - ・見積結果表の工期（履行期間）の記載誤り

学校給食課

- 1 指示事項
 - (1) 支出処理について
 - ・公用車仕立車のガソリン引換券の支給に係る自動車使用簿の記載誤り
 - (2) 入札・契約事務について
 - ・提出のあった請書の未供覧
 - ・完成届出書の完成年月日の記載誤り
 - (3) 郵券管理について
 - ・郵券受払簿の受払記録の記載誤り

社会教育課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・ 調定伝票の会計課への提出漏れ
- (2) 入札・契約事務について
 - ・ 設計書の設計者及び審査者の押印漏れ
 - ・ 予算執行伺の添付書類の不備
 - ・ 見積書の見積日の記載漏れ
 - ・ 支出負担行為伺の添付書類の不備
 - ・ 支出負担行為伺の決裁日の記載漏れ
- (3) 財産管理について
 - ・ 保管備品報告書の備品単価の記載誤り
 - ・ 廃棄済備品に係る備品返納書の未提出
- (4) 文書管理について
 - ・ 使用料減免に係る手続の不備
- (5) その他
 - ・ 団体会計における収入（伺）調書の起案日と決裁日の不整合
 - ・ 団体会計における郵券受払簿の受払記録の記載誤り

2 意見

(1) 金谷公民館の指定管理者制度の導入について

金谷公民館においては、金谷地区生活交流拠点整備運営事業に係る指定管理者制度が導入され、令和5年4月から指定管理者による管理運営が始められる。このため、この事業の主管課である資産活用課と公民館業務の主管課である社会教育課が連携を十分に取り、公民館業務については、社会教育課が指定管理者への指導を行うとともに、公民館利用者等に丁寧な説明を行い、円滑な管理運営が図られるよう努められたい。

スポーツ振興課

1 指示事項

- (1) 支出処理について
 - ・ 支出負担行為伺の添付書類の不備
- (2) 入札・契約事務について
 - ・ 長期継続契約に係る見積依頼時の解除規定等の記載漏れ
 - ・ 仕様書に規定された書類の未受領
- (3) 財産管理について
 - ・ 保管備品における表示の不備
- (4) 文書管理について
 - ・ 起案文書の決裁日と使用料の免除承認書類の日付との不整合

図書館課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・記録簿の駐車券残枚数の記載誤り
 - ・交付申込書及び現金状況報告書における件数の不一致
- (2) 入札・契約事務について
 - ・予算執行伺の決裁日の記載漏れ
 - ・契約書の収入印紙の貼付漏れ
- (3) 現金管理について
 - ・釣銭資金整理簿の未作成

小学校

1 指示事項

- (1) 支出処理について
 - ・納品書と物品検収報告書の納品日の不一致
 - ・支出伺の決裁者の決裁漏れ
 - ・支出伺の決裁日の記載漏れ
- (2) 財産管理について
 - ・理科薬品使用簿における使用前残量及び残量の記載漏れ
 - ・保健室用薬品管理簿における現在数とチェック数との不一致
- (3) 郵券管理について
 - ・郵券受払簿における残枚数の記載誤り
- (4) 文書管理について
 - ・日本スポーツ振興センター災害共済給付金の支給に係る起案文書の未作成
 - ・校内安全点検に係る点検記録の未作成
- (5) その他
 - ・夢育・地育推進事業交付金に係る収入決裁書の未作成
 - ・学校徴収金に係る支出調書の請求書及び領収書の添付漏れ
 - ・学校徴収金に係る支出調書における領収書の貼付誤り ほか

中学校

1 指示事項

- (1) 財産管理について
 - ・理科薬品使用簿における使用前残量及び使用量の記載誤り
- (2) 文書管理について
 - ・備品貸与に係る申請書の未決裁

農業委員会事務局

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・調定伝票の会計課への提出漏れ

総合医療センター

経営企画課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 支出負担行為何の決裁区分の誤り
 - ・ 見積書の見積日の記載漏れ
 - ・ 契約書に貼付された収入印紙の金額の誤り

病院総務課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 支出負担行為何の添付書類の不備
- (2) 文書管理について
 - ・ 承諾書の様式における規程名の記載誤り

病院建設課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 監理報告書の提出日と受理日の不整合
 - ・ 工事報告書の作成日と提出日及び受理日との不整合
 - ・ 工事報告書の受理日の記載漏れ



島 監 第 82 号

令和 5 年 2 月 7 日

島 田 市 長 染 谷 絹 代 様
島 田 市 議 会 議 長 大 石 節 雄 様
島 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 山 中 史 章 様

島 田 市 監 査 委 員 伊 藤 和 義

島 田 市 監 査 委 員 村 田 千 鶴 子

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

財政援助団体等監査の対象は、次のとおりである。

対象補助金	島田榛北勤労者福祉共済会補助金
補助金交付団体	島田榛北勤労者福祉共済会
所管部署	産業経済部商工課

対象補助金	特定非営利活動法人島田市スポーツ協会補助金
補助金交付団体	特定非営利活動法人島田市スポーツ協会
所管部署	教育部スポーツ振興課

第3 監査の着眼点

監査は、市が交付した補助金について、補助事業がその目的に沿って適正に行われているか、また、その財務に関する事務の執行が適正に行われているかに主眼を置き、監査基準に準拠して実施する。主な着眼点は次のとおりである。

(1) 書類監査

ア 補助金交付団体

- 出納帳・総勘定元帳・預金通帳・印紙の管理状況
- 収入伝票・支出伝票・領収書の処理内容
- 試算表・現金集計表の作成状況
- 事業計画書・事業報告書・会議録の整備状況
- 各種規程の制定状況
- 補助金交付申請・変更・実績報告手続の状況
- 補助事業の実施に係る契約手続の状況

イ 所管部署

- 補助金交付手続の状況
- 補助金交付申請・変更・実績報告の確認状況
- 各種規程の制定状況

(2) 実地監査

ア 補助金交付団体

- 補助事業の執行状況、収支状況
- 現金・重要書類の保管状況
- 各種規程の制定状況

イ 所管部署

- 補助金交付団体への指導・助言の内容、情報共有の状況
- 補助金額の決定方法
- 課題の対応状況

第4 監査の実施内容

1 監査の期間

令和4年10月7日から同年12月27日まで

2 監査の範囲

令和3年度における補助金に係る出納その他の事務の執行

3 監査の方法

(1) 書類監査

補助金交付団体及び所管部署から提出された財政援助団体等監査調書、会計処理の執行状況に関する資料、補助事業に関する書類等を調査するとともに、令和3年度における補助事業の内容、財務に関する事務の執行等について確認を行った。

(2) 実地監査

令和4年11月15日に監査委員が島田榛北勤労者福祉共済会事務局及び特定非営利活動法人島田市スポーツ協会事務局へ出向き、補助事業に関して補助金交付団体及び所管部署の所属長等から事情聴取を行った。

第5 監査の結果

監査した結果、補助事業の実施、財務に関する事務の執行については、後述の指示事項等を除き、適正に執行されているものと認められた。

なお、指示事項等については、補助金交付団体及び所管部署に対して改善するよう指導した。

※用語説明

勸告：指摘事項及び指示事項のうち、特に措置を講じる必要があると認めるもの

指摘事項：法令、条例、規則等に違反しているもののうち、重大なものなどで、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するもの

指示事項：事務処理等において問題や課題があり、改善を要するもの

意見：検討や改善を求めるもの及び要望するもの

特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（補助金交付団体）

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・入金伝票の未決裁
- (2) 支出処理について
 - ・出金伝票の未決裁
- (3) 入札・契約事務について
 - ・契約の報告に係る起案文書の決裁日の記載漏れ
- (4) 補助金申請等事務について
 - ・補助金交付確定通知の未供覧
 - ・実績報告書の提出遅延
- (5) 文書管理について
 - ・表彰式開催の報告に係る起案文書の事務局長の決裁漏れ

2 意見

- (1) 安定的な団体運営について
安定的な団体運営を行うことができるよう、引き続き自主事業の拡大に取り組み、組織の強化を図るべく努力されたい。

スポーツ振興課（所管部署）

1 指示事項

- (1) 補助金交付事務について
 - ・交付変更承認に係る書類の未受領

2 意見

- (1) 島田市スポーツ協会の安定的な運営について
島田市スポーツ協会ができるだけ早期に安定的な運営を行うことができるよう、自主事業の拡大及び組織の強化に向けて、引き続き適切かつ必要な指導に取り組まされたい。